

### 第 1 3 0 号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、高等学校等に在学し、学業成績が優秀であつて」を削り、「経済的理由により」の次に「大学、高等学校等における進学又は」を加え、「修学の」を「修学が」に改め、「対し、」の次に「奨学資金（以下「奨学金」という。）を給付し、又は」を加え、「貸し付け、及び」を削る。

第 1 条の 2 第 1 号中「第 9 7 条の」を「第 9 7 条に規定する」に改め、「大学院」の次に「及び法第 1 0 3 条に規定する大学」を、「除く。）」の次に「をいう。」を加え、同条第 2 号中「含む。）」の次に「をいう。」を加え、同条第 3 号中「規定する高等専門学校」の次に「をいう。」を加え、同条第 4 号中「規定する専修学校」の次に「をいう」を加え、同条に次の 1 号を加える。

（ 5 ） 確認大学等 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 2 条第 3 項に規定する確認大学等をいう。

第 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（給付及び助成の額等）

第 1 条の 3 奨学金の給付額は、入学料、授業料及び施設整備費の実費相当額（当該実費相当額が規則で定める額を超える場合は、当該規則で定める額。以下「当該実費相当額等」という。）の範囲内とする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 1 5 年法律第 9 4 号）

第17条の2の学資支給金を受けているときは、当該実費相当額等から当該学資支給金の額を除いた額の範囲内とする。

2 学資金の助成の種類及び額は、次のとおりとする。

奨学金返済支援助成	貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。
高等学校等入学準備助成	100,000円

第2条の見出し中「貸付」を「給付」に改め、同条中「学資金の貸付」を「奨学金の給付」に改め、「、申請をした日において」を削り、「次の」の次に「各号に掲げる」を加え、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。  
第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の生計を維持する者が、申請の日の3年前から足立区内に引き続き住所を有し、かつ、当該日から給付の日まで足立区内に引き続き住所を有していること。

(2) 高等学校、高等専門学校（第3学年に限る。）、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程（専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。以下同じ。）を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて確認大学等（当該確認大学等が専修学校である場合にあっては、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。以下同じ。））に入学又は進級をし、在学する者であること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 学業成績が優良であると認められること。

(5) 奨学金返済支援助成を受けていないこと。

第3条中「学資金の助成」を「奨学金返済支援助成」に改め、「、申請をした日において」を削り、「の区分に応じ、当該各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 奨学金返済支援助成を受ける者の生計を維持する者が、申請の日の6箇月前から足立区内に引き続き住所を有していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。

ア 中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（第3学年に限る。）（以下「中学校等」という。）を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学又は進級をした者で、かつ、当該高等学校等を正規の修業年数で卒業した者であること。

イ 高等学校、高等専門学校（第3学年に限る。）、専修学校の高等課程又は法第134条第1項に規定する各種学校の高等課程を卒業後又は修了後2年以内（これらに準ずる場合を含む。）で、初めて確認大学等（当該確認大学等が専修学校である場合にあっては、専修学校の専門課程）に入学又は進級をした者で、かつ、当該確認大学等を正規の修業年数で卒業した者であること。

第3条に次の4号を加える。

- (3) 学業成績が優秀であると認められること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項の無利息の学資貸与金の貸与又は東京都育英資金条例（平成17年東京都条例第31号）に基づく奨学金の貸付を受けていること。
- (5) この条例に基づき、奨学金の給付を受けていないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。

第3条に次の1項を加える。

2 高等学校等入学準備助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 申請の日から助成を受ける日まで足立区内に引き続き住所を有する者であること。

(2) 第5条の規定に基づく高等学校等入学準備助成に係る申請を行った日が属する年度に中学校等を卒業又は修了をし、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に進学することが決定していること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 高等学校等に進学する年の2月1日において、区長から準要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者をいう。以下同じ。）の認定を受けていること。

イ 高等学校等に進学する年の2月2日から3月31日までの間に足立区に転入した者で区長により準要保護者の認定を受け、転入前の自治体から同種の交付を受けていないこと。

第4条を次のように改める。

（奨学金の給付期間）

第4条 奨学金の給付期間は、奨学生がその在学する確認大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間とする。

第5条の見出しを「（給付又は助成の申請及び候補者の決定）」に改め、同条第1項中「学資金の貸付又は助成」を「奨学金の給付又は学資金の助成」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、奨学金の給付又は学資金の助成を受ける候補者（以下「奨学生等候補者」という。）の決定を行う。

第6条から第10条までを次のように改める。

(奨学生等候補者決定の取消し)

第6条 区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。

(1) 第2条各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。

2 区長は、奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。

3 区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該候補者の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第2項各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨学生等候補者の決定を受けたと認められるとき。

(給付の決定及び給付額の交付)

第7条 区長は、奨学金の給付に係る奨学生等候補者から規則で定めるところにより申請があった場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、給付の決定を行う。

2 区長は、前項の規定により給付決定を行った場合、規則で定めるところにより、決定給付額を交付する。

(助成の交付決定及び助成額の交付)

第8条 区長は、奨学金返済支援助成に係る奨学生等候補者から規則で定めるところにより申請があった場合には、その内容を審査し、予算の範囲内において、助成の交付決定を行う。

2 区長は、高等学校等入学準備助成に係る奨学生等候補者が第3条第

2 項各号の要件を満たした場合には、予算の範囲内において、助成の交付決定を行う。

3 区長は、前2項の規定により助成の交付決定を行った場合、速やかに決定助成額を交付する。

(給付決定の取消し)

第9条 第7条の規定により奨学金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、当該給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨学金の給付決定を受けたと認められるとき。

(3) 奨学金を給付の目的以外の用途に使用したと認められるとき。

(4) 学生等としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(5) 傷病等のために成業の見込みがないとき。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、奨学金返済支援助成に係る交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨学金返済支援助成の交付決定を受けたとき。

(3) 助成金を奨学金返済支援助成の目的以外の用途に使用したと認められるとき。

2 区長は、高等学校等入学準備助成に係る交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第2項各号の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により高等学校等入学準備助成の交付

決定を受けたとき。

(3) 高等学校等入学準備助成に係る高等学校等へ進学しなかったとき。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中「貸付又は助成」を「奨学金の制度」に改め、同条第2項第1号中「学資金の貸付制度」を「奨学金の給付制度及び学資金の助成制度」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第3項中「もつて」を「もって」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「学資金の貸付及び助成」を「奨学金の給付及び学資金の助成」に改め、同条第2項第1号中「学資金の貸付及び助成の」を「奨学金の給付及び学資金の助成に係る」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第3項中「もつて」を「もって」に改め、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(給付金又は助成金の返還)

第11条 区長は、前2条の規定により奨学金の給付の決定又は学資金の助成に係る交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金又は助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附則第2条を次のように改める。

(奨学金返済支援助成の資格に関する特例)

第2条 足立区育英資金条例の一部を改正する条例（令和4年足立区条例第 号）による改正前の足立区育英資金条例の規定に基づき学資金の貸付を受けた者に対する第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「独立行政法人日本学生支援機構法」とあるのは、「足立区育英資金条例の一部を改正する条例（令和4年足立区条例第 号）による改正前の足立区育英資金条例の規定による学資金の貸付、独立行政法人日本学生支援機構法」とする。

附則第 3 条から第 9 条までを削る。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区育英資金条例（以下「改正前条例」という。）の規定により学資金の貸付を受けている者に係る学資金の貸付、貸付金の償還等については、当該貸付の償還が終了するまでの間、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の足立区育英資金条例の規定（奨学金返済支援助成に係る部分に限る。）は、施行日以後に奨学金返済支援助成の申請を行った者について適用し、施行日前に当該申請を行った者については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に改正前条例附則第 2 条の規定による追加貸付を受けている者に係る貸付金の償還等については、当該追加貸付の償還が終了するまでの間、なお従前の例による。

(提案理由)

育英資金事業の見直しに伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。